

議案第101号

大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、交通局長」を削る。

(大阪市行政手続条例の一部改正)

第2条 大阪市行政手続条例(平成7年大阪市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、交通局」を削る。

(大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大阪市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「、交通局」を削る。

(大阪市情報公開条例の一部改正)

第4条 大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

18 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)の一部を次のように

改正する。

附則に次の1項を加える。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

17 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市特定個人情報保護条例の一部改正)

第6条 大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

8 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有特定個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

第7条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、交通局長」を削る。

第29条第3項中「交通局及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第31号）の一部を次のように改める。

附則第3項中「又は交通局に所属する職員」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)の一部を次のように改める。

第1条中「交通局に所属する職員(以下「交通局職員」という。)、」を削る。

第4条の2第2項中「に交通局」を「に大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成29年大阪市条例第53号)による廃止前の大阪市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第60号)第4条第2項に規定する交通局」に改め、「、交通局職員」を削る。

第13条第2項第2号、第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号、第17条第1項から第3項まで及び第5項並びに第19条第1項中「又は交通局職員」を削る。

(大阪市特別会計条例の一部改正)

第10条 大阪市特別会計条例(昭和39年大阪市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。

(公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例の一部改正)

第11条 公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例(昭和39年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

(大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例等の廃止)

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方

自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（平成27年大阪市条例第104号）

- (2) 大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（平成27年大阪市条例第105号）
- (3) 交通局長の給料月額の特例に関する条例（平成25年大阪市条例第61号）
- (4) 交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第16号）
- (5) 大阪市交通事業基金条例（平成3年大阪市条例第13号）
- (6) 大阪市自動車運送乗車料条例（昭和41年大阪市条例第3号）
- (7) 大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（昭和39年大阪市条例第104号）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

交通事業の廃止に伴い、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例ほか10条例を改正するとともに、大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例ほか6条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 省 略

2 - 3 省 略

4 この条例において「本市の機関」とは、地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防長、交通局長若しくは水道局長又は大阪市会をいう。

5 - 9 省 略

大阪市行政手続条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(5) 省 略

(6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防局（消防署を含む。）、交通局若しくは水道局若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(7)－(8) 省 略

大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(2) 省 略

(3) 本市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防局（消防署を含む。）、交通局、水道局若しくは大阪市会又はこれらに置かれる機関

イ 省 略

(4)-(11) 省 略

大阪市情報公開条例（抄）

附 則

1 - 17 省 略

（交通事業の廃止に係る経過措置）

- 18 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

大阪市個人情報保護条例（抄）

附 則

1-16 省 略

（交通事業の廃止に係る経過措置）

- 17 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

大阪市特定個人情報保護条例（抄）

附 則

1 - 7 省 略

（交通事業の廃止に係る経過措置）

- 8 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有特定個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

大阪市職員基本条例（抄）

（公募による管理職の任用等）

第10条 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長の職、区長、大阪市事務分掌条例（昭和22年大阪市条例第32号）第1条に掲げる職及び同条に掲げる組織の長の職、会計管理者、交通局長及び水道局長、選挙管理委員会の書記長並びに監査委員及び人事委員会の事務局の長の職、市会事務局の長の職並びに高度な専門性を要する職として任命権者が指定する職への任用は、広く公募により行うものとする。

2 - 6 省 略

（懲戒の効果）

第29条 省 略

2 省 略

3 交通局長及び水道局長の職員並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る減給及び

は、前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1以下の額を減じて行うものとする。ただし、1月間の減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1を超えてはならない。

4 省 略

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第31号）（抄）

附 則

1 - 2 省 略

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に傷病手当金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第1項に規定する傷病手当金又は健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第1項に規定する傷病手当金をいう。）の支給期間がある職員（施行日前に職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条に規定する職員又は交通局に所属する職員であった者に限る。）に係る施行日以後に開始する病気休職（当該支給期間に係る疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病（以下「傷病」という。）と同一の傷病による病気休職に限る。）については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第24条第1項の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該病気休職の開始の際当該職員が取得している資格（地方公務員等共済組合法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合の組合員の資格又は健康保険法第4条に規定する健康保険の保険者に属する被保険者の資格をいう。以下同じ。）が当該支給期間に係る資格と同一の法律に基づく資格である場合に限る。

4 省 略

職員の退職手当に関する条例（抄）

（適用範囲）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員（交通局に所属する職員（以下「交通局職員」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により任用された職員（市規則で定める職員を除く。）及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条の規定により採用された職員を除く。）又は特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第1条第6号に掲げる職員（以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

（給料の月額減額に伴う退職手当の基本額に係る特例）

第4条の2 省 略

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年大阪市条例第53号）による廃止前の大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）第4条第2項に規定する交通局若しくは国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものを退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、交通局職員又は国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものの職員となつたときは、当該退職の日前の

期間)を除く。)をいう。

(1)-(3) 省 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 省 略

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 省 略

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員又は交通局職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき

3-10 省 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき

2-6 省 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

2 - 6 省 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する大阪市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 省 略

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は交通局職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 - 8 省 略

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は交通局職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 省 略

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(10) 省 略

(11) 大阪市自動車運送事業会計 自動車運送事業

(12) 大阪市高速鉄道事業会計 高速鉄道事業及び中量軌道事業

(13)－(15) 省 略

(11) (13)

公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例（抄）

第3条 次に掲げる公の施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、法第244条の2第2項の規定により、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。ただし、施設の一部で軽易なものの廃止については、この限りでない。

(1) 高速鉄道事業施設

(2) 自動車運送事業施設

(3) 中量軌道事業施設

(4) - (6) 省 略

(1) (3)

(参 考)

大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例

第1条 本市は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）第2条の高速鉄道事業及び中量軌道事業を廃止するときは、本市が出資を行い設立した株式会社に当該廃止に係る鉄道事業及び軌道事業を引き継ぐものとする。

第2条 市長は、前条に規定する場合には、同条の規定による引継ぎをするための基本方針を策定するものとする。

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例

第1条 本市は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）第2条の自動車運送事業を廃止するときは、大阪シティバス株式会社に当該廃止に係る自動車運送事業を引き継ぐものとする。

第2条 市長は、前条に規定する場合には、同条の規定による引継ぎをするための基本方針を策定するものとする。

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

交通局長の給料月額の特例に関する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）第1条第5号に掲げる職員（交通局長に限る。）の給料の月額は、平成25年4月から平成26年3月までの各月分に限り、特別職給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、当該職員が職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける者であると仮定した場合において同条例の規定により決定されるべき給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の20を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条第1項の規定による手当及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例

第1条 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に退職する交通局に所属する職員（企業管理規程で定める職員に限る。以下「平成24年度末までに退職する職員」という。）であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が45歳から49歳までであるもの（職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第3条又は第4条の規定の適用を受ける職員及び企業管理規程で定める事由により退職する職員を除く。以下この条において「対象職員」という。）に対する退職手当条例第1条の4に規定する退職手当の基本額は、退職手当条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日の属する年度の区分に応じ当該各号に定める額に、対象職員の勤続期間に応じて退職手当条例別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 平成23年度 退職手当条例第2条に規定する給料月額（以下「給料月額」という。）及び当該給料月額に100分の30を乗じて得た額の合計額
- (2) 平成24年度 給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額

2 対象職員のうち、平成24年8月1日以後に退職するものに対する退職手当条例第4条の2第1項の規定の適用については、同項中「前3条の規定にかかわらず」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第16号）第1条第1項の規定にかかわらず」と、同項第1号中「前3条」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「前3条」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」とする。

第2条 平成24年度末までに退職する職員のうち、退職年度末年齢が45歳から49歳までであって、退職手当条例第4条第6号に該当するもの（次項において「対象職員」という。）に対する同条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職の日の属する年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度	給料月額及び当該給料月額に100分の30を乗じて得た額の合計額
平成24年度	給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額

2 対象職員のうち、平成24年8月1日以後に退職するものに対する退職手当条例第4条の2第1項の規定の適用については、同項中「前3条の規定にかかわらず」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第16号）第2条第1項の規定により読み替えられた前条の規定にかかわらず」と、同項第1号中「前3条」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例第2条第1項の規定により読み替えられた前条」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「前3条」とあるのは「交通局に所属する職員の退職手当の特例に関する条例第2条第1項の規定により読み替えられた前条」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額」とする。

第3条 平成24年度末までに退職する職員であって、退職年度末年齢が50歳から58歳までであるもの（退職手当条例第4条第1号から第3号まで及び第7号に該当する者を除く。）に対する退職手当条例第5条の規定の適用については、同条の表中「退職の日において定められている

その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存していたとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職年度末年齢及び同表の中欄に掲げる退職の日の属する年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

50歳から55歳まで	平成23年度	100分の30
	平成24年度	100分の25
56歳	平成23年度	100分の25
	平成24年度	100分の20
57歳	平成23年度	100分の20
	平成24年度	100分の15
58歳	平成23年度	100分の15
	平成24年度	100分の10

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

大阪市交通事業基金条例

(設 置)

第1条 本市交通事業の健全な運営を図る資金に充てるため、大阪市交通事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、交通事業の資産の処分に係る収入その他予算からの繰入金をもって充てる。

(運 用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券の買入れその他の最も确实かつ有利な方法により運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市自動車運送乗車料条例

(目 的)

第1条 この条例は、本市乗合自動車及び貸切自動車の乗車券及び料金について必要な事項を定めることを目的とする。

(乗合自動車の乗車料金)

第2条 乗合自動車の乗車料金は、次に掲げる金額の範囲内において管理規程で定める。

(1) 普通料金

1 運転系統内の1回の乗車につき 210円

(2) 回数料金

普通料金の2割以内の額を割り引いた額

(3) 定期料金

ア 通勤定期料金

(ア) 1 運転系統内で乗車距離が2キロメートル未満の場合 1月 7,560円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 1月 8,400円

イ 通学定期料金 1月 5,160円

2 12歳未満の者(12歳以上である小学校(これに準ずるものを含む。)の児童を含む。)の乗車料金は、前項の料金の半額(計算上10円未満の端数が生じた場合は、管理規程で定めるところにより端数計算をして得た額)とする。ただし、6歳未満の者(6歳である学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者を含み、管理規程で定める者を除く。)については、無料とする。

(貸切自動車の料金)

第3条 貸切自動車の料金は、1車につき、次の表に定める金額の範囲内において管理規程で定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、管理規程で定めるところにより端数計算をして得た額)とする。

乗車料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 170円
	時間制料金	1時間につき 8,660円
交替運転者配置料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 30円
	時間制料金	1時間につき 3,130円

深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの時間における運行に係る乗車料金（時間制料金に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の合計額に5分の1を乗じて得た額
特殊車両割増料金	乗車料金に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定による貸切自動車の料金の適用については、管理規程で定めるところによる。

（定期券）

第4条 定期券は、次の者に対して発売する。

- (1) 通勤定期券 次号に定める者以外の者
- (2) 通学定期券 学校教育法第1条に定める学校及び管理規程で定める基準に従い交通局長（以下「局長」という。）が認定した学校に通学のため乗車する者

2 定期券の通用区間、乗車経路の指定及び途中乗降の取扱いについては、管理規程で定める。

3 第1項第2号に掲げる定期券は、通学先の発行する身分証明書を携行する場合に限り有効とする。

（運転系統）

第5条 第2条第1項第1号の運転系統は、管理規程で定める。

（連絡乗車券及び共通乗車券）

第6条 局長は、事業上必要と認めるときは、本市高速鉄道、中量軌道又は他の交通機関との連絡乗車券又は共通乗車券を発売することができる。

2 前項の場合においては、局長は、特別料金を定めることができる。

（乗出し運輸等に係る料金）

第7条 本市乗合自動車及び貸切自動車が他の乗合自動車運送事業者及び貸切自動車運送事業者の主として運行している地域に乗出し運輸を行う場合その他特殊な需要に応じて運輸を行う場合の乗車料金について第2条、第3条及び第8条の定めにより難いときは、局長が別に定める。

（料金の割引）

第8条 局長は、事業上の必要その他特別の事由があると認めるときは、第2条第1項及び第3条の料金の7割以内の割引をすることができる。

2 前項の規定は、第2条第2項の料金について準用する。

3 前2項の場合においては、特別乗車券を発売することができる。

（既納の料金）

第9条 既納の料金は、局長が特別の事由があると認める場合を除くほか、還付しない。

(手数料)

第10条 乗車券の書換え又は料金の払戻しをする場合は、手数料を徴収することができる。

2 前項の手数は、510円以内において局長が定める。

(料金又は乗車券様式を変更した場合)

第11条 料金又は乗車券の様式を変更した場合、旧乗車券は、局長が別に定める場合を除き、変更の日以後使用することができないものとし、変更の日から6月以内に限り、新乗車券と引き換えることができる。

2 料金を変更した場合、その差額は、局長の定めるところにより追徴又は払いもどしする。

(無料乗車券)

第12条 局長は、事業上の必要その他特別の事由があると認める者に対しては、記名の無料乗車券を発行することができる。

(乗車券の無効及び回収)

第13条 乗車券を不正に使用した場合には、これを無効として回収する。

(割増料金)

第14条 次の各号の一に該当する者に対しては、相当料金を支払わしめるほか、その2倍以内の割増料金を徴収することができる。

(1) 有効な乗車券を所持せず、その他料金の全部若しくは一部を免れ又は免れようとして不正の行為をした者

(2) 乗車券の検査又は収集めるとき、理由なく係員の請求を拒んだ者

(施行の細目)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 大阪市路面電車乗車料条例（昭和36年大阪市条例第30号）、大阪市乗合自動車乗車料条例（昭和36年大阪市条例第31号）及び大阪市無軌条電車乗車料条例（昭和36年大阪市条例第32号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお、効力を有する。

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例

(目的)

第1条 本市高速鉄道及び中量軌道の乗車券及び料金については、この条例の定めるところによる。

(対距離区間制)

第2条 料金は、対距離区間制とし、高速鉄道と中量軌道とを連絡して乗車する場合は、その乗車距離を通算する。

2 前項の区間は、乗客の乗車する発着区間のキロ程によつて次のとおり区分する。

- 1区 3キロメートル以下
- 2区 3キロメートルを超え7キロメートル以下
- 3区 7キロメートルを超え13キロメートル以下
- 4区 13キロメートルを超え19キロメートル以下
- 5区 19キロメートルを超えるキロ程

(乗車料金)

第3条 乗車料金は、次に掲げる金額の範囲内において交通局長（以下「局長」という。）が定める。

(1) 普通料金

1区	200円
2区	240円
3区	280円
4区	320円
5区	370円

(2) 回数料金

普通料金の2割以内の額を割り引いた額

(3) 定期料金

ア 通勤定期料金

1区	1月	8,230円
2区	同	9,320円
3区	同	10,450円
4区	同	11,240円
5区	同	12,160円

イ 通学定期料金

1区	1月	4,670円
2区	同	5,370円
3区	同	5,980円
4区	同	6,100円
5区	同	6,630円

2 12歳未満の者（12歳以上である小学校（これに準ずるものを含む。）の児童を含む。）の乗車料金は、前項の料金の半額（計算上10円未満の端数が生じた場合は、管理規程で定めるところにより端数計算をして得た額）とする。ただし、6歳未満の者（6歳である学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者を含み、管理規程で定める者を除く。）については、無料とする。

（定期券の発売）

第4条 定期券は、次の者に対し発売する。

- (1) 通勤定期券 通勤のため乗車する者その他常時区間及び経路を同じくして乗車する者
- (2) 通学定期券 学校教育法第1条に定める学校及び局長においてこれと同等と認定した学校に通学のため乗車する者

2 前項第2号に定める定期券は、通学先の発行する身分証明書を携行する場合に限って有効とする。

（連絡乗車券及び共通乗車券）

第5条 局長は、事業上必要と認めるときは、本市乗合自動車又は他の交通機関との連絡乗車券又は共通乗車券を発売することができる。

2 前項の場合においては、局長は、特別料金を定めることができる。

（団体乗車）

第6条 局長は、事業上支障がないと認めるときは、団体乗車券を発売することができる。

2 前項の料金は、第3条第1項第1号の料金の2割以内の割引をすることができる。

3 前項の規定は、第3条第2項の料金について準用する。

（料金の割引）

第7条 局長は、事業上の必要その他特別の事由があると認めるときは、第3条第1項の料金の6割以内の割引をすることができる。

2 前項の規定は、第3条第2項の料金について準用する。

3 前2項の場合においては、特別乗車券を発売することができる。

(手数料)

第8条 乗車券の書換え又は既納の料金の払戻しをする場合は、手数料を徴収することができる。

2 前項の手数は、510円以内において局長が定める。

(料金又は乗車券様式を変更した場合)

第9条 料金又は乗車券の様式を変更した場合、旧乗車券は、局長が別に定める場合を除くほか、使用することができない。

2 料金を変更した場合、その差額は、局長の定めるところにより追徴又は払いもどしする。

3 通用期間を定めない旧乗車券は、変更の日から6月以内に新乗車券と引き換えないときは、無効とし回収する。

(無料乗車券)

第10条 局長は、事業上の必要その他特別の事由があると認める者に対しては、記名の無料乗車券を発行することができる。

(乗車券の無効及び回収)

第11条 乗車券の不正使用その他これに準ずる場合においては、乗客の所持する乗車券を無効とし回収する。

(割増料金)

第12条 次の各号の1に該当する者に対しては、相当料金を支払わしめるほか、その2倍以内の割増料金を徴収することができる。

(1) 有効な乗車券を所持せず、その他乗車料金の全部若しくは一部を免がれ又は免がれようとして不正の行為をした者

(2) 乗車券の検査又は取集めのとき、理由なく係員の請求を拒んだ者

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 大阪港・弁天町間の乗車券及び料金については、弁天町・本町間の営業開始の日の前日までの間、なお従前の例による。